第９章 任意継続組合員に関する手続き

任意継続組合員制度は、退職後も引き続き短期給付を受け、福祉事業を利用できるよう創設されたものです。

この制度は、退職日に引き続き１年と１日以上公務員の共済組合に資格があった者が、退職の日から起算して 20 日を経過する日までに、任意継続組合員になることを申し出た場合、公立学校共済組合員を継続することができます。

なお、任意継続組合員制度についての詳細な説明を掲載した冊子「組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について」及び「資格喪失後の医療保険制度Ｑ＆Ａ」の最新版を、毎年１月下旬ごろにホームページへ掲載していますので御一読ください。

１　組合員資格の喪失について

公立学校共済組合の組合員の方は、次の資格取得要件を満たさなくなった場合、現在の資格を喪失します。

任用形態・資格取得要件表

<table>
<tr><th>種別</th><th colspan="2">任用形態</th><th>資格取得要件</th></tr>
<tr><td rowspan="5">一般
短期</td><td colspan="2">・　常勤職員</td><td rowspan="5">次の①～③のいずれかを満たすこと
①　常勤職員の所定労働時間以上労働している者で、任用期間が２か月を超えること（超えることが見込まれる場合含む）
②　週の所定労働時間及び１か月間の所定労働日数が、常勤職員の４分の３以上であって、任用期間が２か月を超えること（超えることが見込まれる場合含む）
③　①、②以外の者で、次の要件すべてに該当
ア　週の所定労働時間が20時間以上であること
イ　任用期間が２か月を超える見込みであること
ウ　学生でないこと。（定時制等一部除く）</td></tr>
<tr><td>・　再任用職員
・　任期付職員
・　会計年度任用職員（13か月目以降）</td><td>ＦＴ</td></tr>
<tr><td colspan="2">・　臨時的任用職員</td></tr>
<tr><td>・　会計年度任用職員（12か月目まで）</td><td>ＦＴ</td></tr>
<tr><td>・　再任用職員
・　任期付職員
・　会計年度任用職員</td><td>短時間</td></tr>
</table>

＊　FT（フルタイム）は常勤職員の所定労働時間以上労働している場合を示します。

＊　短時間は週の所定労働時間が20時間未満を除きます。

任意継続組合員制度において、資格取得要件を満たさなくなった場合は、すべて退職として扱います。

【例】

①　常勤組合員等が３月 31 日付けで退職する場合

②　会計年度任用職員等が３月 31 日まで週 20 時間以上で勤務し、４月１日から週 15 時間で勤務する場合

→いずれも「３月 31 日を退職日、その翌日を資格喪失日」とする。

２　任意継続組合員制度の加入要件

任意継続組合員制度に加入するためには、次の３つの要件を**全て**満たす必要があります。

①　退職日まで引き続き※１年と１日以上組合員期間があること。

※　地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の組合員期間を含む。（その他の共済組合・健康保険の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く）

②　退職の日から起算して20日を経過する日までに、『任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）』を、所属所を経由して共済組合に提出すること。

※

※　なお、申出が期限を経過した後であっても、その遅滞事由に正当な理由があると組合が認めた場合は、その申出を有効なものとして取り扱う。

③　退職の日から起算して 20 日以内に任意継続掛金を払い込むこと。

3　任意継続組合員の組合員期間

退職日の翌日から起算して最長２年

・掛金を支払うことで、任意継続組合員の資格を取得できます。（資格取得日は退職日の翌日となります。）

・随時に脱退することが可能です。脱退手続きについては、「共済事務の手引き（資格編）」を参照してください。

４　任意継続組合員の掛金

任意継続掛金には、短期掛金、介護掛金と子ども・子育て支援掛金の３種類があります。

現職時の掛金は、事業主が約１／２を負担していますが、任意継続組合員は事業主の負担相当分も自身で負担することとなるため、掛金額は、現職時と比較するとほぼ２倍になります。

（１）掛金の算定方法　（短期、介護、子ども・子育て支援掛金）

標準額（①、②のいずれか少ない額）に掛金率を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）とします。

①　退職時の標準報酬月額

②　前年度の９月 30 日における全組合員（短期給付適用）の平均標準報酬月額

ア　介護保険第２号被保険者である組合員（40 歳以上 65 歳未満の組合員）

次の①、②、③の合計額。

①　短期掛金　＝　標準額　×　短期掛金率

②　介護掛金　＝　標準額　×　介護掛金率

③　子ども・子育て支援掛金　＝　標準額　×　子ども・子育て支援掛金率

イ　介護保険第２号被保険者でない組合員

次の①、②の合計額

①短期掛金　＝　標準額　×　短期掛金率

②子ども・子育て支援掛金　＝　標準額　×　子ども・子育て支援掛金率

＊　詳細は給付グループにお問い合わせ下さい。

（２）掛金の払込方法

次のいずれかの方法となります。

ア　銀行からの自動振替

初３か月分は振込依頼書により前納し、４か月目以降の掛金は振替手続きで指定した口座から振り替えます。

（ア）　みずほ銀行からの自動振替

振替手数料：なし

振　替　日：毎月 25 日（土、日、祝日の場合は翌営業日）

（イ）その他の金融機関からの自動振替

振替手数料：毎月 100 円＋税

振　替　日：毎月 20 日（土、日、祝日の場合は翌営業日）

イ　振込依頼書による一括前納

（ア）６か月分を前納

最大６か月分の割引があるため、年間の掛金額は自動振替よりも安くなります。

（イ）12 か月分を前納

最大 12 か月分の割引があるため、年間の掛金額は自動振替及び６か月前納よりも安くなります。

５　任意継続組合員の給付等の範囲

（１）休業等給付（傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金）を除き、在職中とほぼ同様の短期給付が受けられます。また、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り給付が受けられます。

給付額の算定にあたっては、任意継続掛金の標準となった額に基づき計算するため、在職中の給付額を下回る場合があります。（傷病手当金、出産手当金を除く）

給付金は、在職中に登録した給付金口座または『任意継続組合員申出書（給付様式第 6-1 号）』に記入した銀行口座へ振込みます。

（２）特定健康診査及び特定保健指導が受けられます。

※詳細は健康福利グループへお問い合わせください。

６　任意継続組合員の加入の手続き

（１）提出書類

・給付様式第 6-1 号任意継続組合員申出書

※退職日を起算日とし 20 日以内に、所属所経由で共済組合へ提出してください。（必着）

（２）掛金払い込み前の申し出の取り下げの提出書類

・給付様式 6-8 号予定任意継続組合員申出取消申請書

※掛金払い込み後の取り下げはできません。

※掛金払い込み後の脱退を希望する場合は、７任意継続組合員の資格喪失の手続きを参照してください。

７　任意継続組合員の資格喪失の手続き

次のいずれかに該当する場合には、任意継続組合員の資格を喪失します。

任意継続組合員の資格喪失後、任意継続組合員制度に再加入するには、改めて加入要件を満たす必要があります。

なお、払込み済の掛金については、喪失した日の属する月以後の掛金を還付します。（ただし、加入日の属する月に資格を喪失し、かつ喪失事由が公立学校共済組合の組合員資格取得でない場合は、加入月の掛金は徴収します。）

ア　任意継続組合員になった日から起算して２年を経過したとき。

・満了する月の前月に、「資格喪失証明書」をご自宅へお送りします。国民健康保険の加入手続きやご家族の扶養に入る手続きにご利用ください。

・被扶養者がいる場合、組合員の「資格喪失証明書」に被扶養者の資格喪失も記載されます。

イ　掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。

ウ　健康保険の被保険者となったとき。（ただし、家族の被扶養者となった場合はオに該当）

・給付様式第 6-2 号任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書を共済組合へ提出してください。公立学校共済組合神奈川支部以外の健康保険に加入した場合は、就職先に健康保険の資格取得日が分かる書類（資格確認書や資格情報のお知らせの写し等）を添付してください。）

・資格確認書等が交付されている場合は、返納してください。

エ　死亡したとき。

・以下の書類を提出してください。

①給付様式第 6-2 号任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書

＜添付書類＞死亡の事実が確認できる書類（死体埋葬許可証、死亡診断書など）

資格確認書（交付されている場合のみ）

②給付様式第 5-2 号遺族（相続人）届出書

＜添付書類＞戸籍謄本（原本）：申請者と旧組合員の続柄が分かるもの

申請者の住民票の写し（原本）

③給付様式第 9-8 号埋葬料・同附加金、家族埋葬料・同附加金請求書

＜添付書類＞埋葬に要した費用に関する書類（領収証等の原本等）

（非被扶養者が請求する場合のみ必要）

※死亡した組合員に被扶養者がいる場合、上記書類収受後、資格喪失証明書を送付しますので、国民健康保険への加入手続きやご家族の扶養に入る手続きにご利用ください。

オ　任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。

・給付様式第 6-2 号任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書を提出してください。

・給付様式第 6-2 号任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書を共済組合が収受した日が属する月の**翌月一日**が資格喪失日になります。（国民健康保険に加入する場合、家族の被扶養者となる場合等）

・任意継続掛金の還付金が発生する場合は、任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書を共済組合が収受した月の翌月末に還付します。

８　任意継続組合員の被扶養者の認定及び取消

在職中に認定されていた被扶養者は、任意継続組合員申出書により継続を希望した場合、そのまま任意継続組合員の被扶養者として認定されます。毎年秋頃に被扶養者の認定要件確認（検認事務）を行いますので、給与明細や年金通知書など収入が確認できるものの保管をお願いします。

ア　新たに被扶養者の認定が必要な場合

被扶養者の認定手続きが必要です。被扶養者の認定要件・手続きについては共済事務の手引き（資格編）「被扶養者の手続きについて」を参照してください。

イ　取消しする場合（就職や収入超過、死亡などで取消事由が発生した場合）

被扶養者の取消手続きが必要です。取消手続きの詳細については共済事務の手引き（資格編）「被扶養者の取消手続きについて」を参照してください。

９　掛金払込証明書の発行（社会保険料控除）

「任意継続組合員掛金払込証明書」は、払い込んだ年の翌年１月中旬に御自宅へ送付（一斉送付）します。

ただし、年末調整等のため、「任意継続組合員掛金払込証明書」を一斉送付前に必要とする場合は、「任意継続掛金払込証明書発行願（給付様式第 6-7 号）」を給付グループあてに送付してください。

10　「医療費のお知らせ」について

確定申告、年末調整等の医療費控除に使用される「医療費のお知らせ」は２月上旬にご自宅へ送付します。別途発行を希望の場合は、給付様式第 12-3 号「医療費のお知らせ」発行願を共済組合へ提出してください。

ア　発送対象者

１月中旬に共済資格を有する組合員及び扶養認定を受けている被扶養者のうち、前年 11 月から現年 10 月までに医療機関等の受診歴があるもの

イ　発送時期

毎年２月上旬（予定）

ウ　記載される期間

前年 11 月から現年 10 月のうち、共済組合の組合員（被扶養者）であった期間